薬生総発 0325 第１号
薬生安発 0325 第１号
令和４年３月 25 日

各 都道府県 保健所設置市 特別区 薬務主管部（局）長　殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
（公　印　省　略）

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
（公　印　省　略）

「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業　第 26 回報告書」の周知について

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業（以下「本事業」という。）は、公益財団法人日本医療機能評価機構（以下「機構」という。）による厚生労働省補助事業であり、平成 21 年４月から、薬局におけるヒヤリ・ハット事例等を収集、分析し提供しています。本事業は、医療安全対策に有用な情報について、各薬局に広く共有するとともに、国民に対して情報を提供し、医療安全対策の一層の推進を図ることを目的として実施されています。

この度、機構が、令和３年７月から令和３年 12 月までに報告されたヒヤリ・ハット事例を収集し分析を行った「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業　第 26 回報告書」を公表しました。これらの報告書は、機構から各都道府県、各保健所設置市及び各特別区の長宛に送付されており、機構のホームページにも掲載されています（http://www.yakkyoku-hiyari.jcqhc.or.jp/）。

貴職におかれましては、下記留意事項とともに、薬局等におけるヒヤリ・ハットの発生防止のため、貴管下薬局の他、医療機関及び関係団体に対し、本報告書を周知いただくとともに、各薬局において本報告書を通じてヒヤリ・ハットの要因や傾向等を把握し、発生防止により一層取り組まれるよう御配慮願います。

記

１．本事業への参加登録等の手続きに際しては、機構ホームページに掲載されている「参加の手引き」を事前に確認いただくよう、周知をお願いいたします。また、診療報酬の取扱いに関しては機構では回答できないため、以下のＵＲＬの診療報酬に関する照会先へ問合せいただくよう、併せて周知方お願いいたします。

※診療報酬に関する照会先のＵＲＬ：
https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000604242.pdf

２．本事業で令和３年７月１日から令和３年 12 月 31 日までに報告された件数は 72,178 件となり、そのうち、「調剤」の事例は 12,182 件、「疑義照会」の事例は 59,873 件あり、医療安全に資する事例の報告が増えています。

本通知の内容については、貴管下薬局等の薬局の管理者、医薬品の安全使用のための責任者、医療機関の医療安全に係る安全管理のための委員会の関係者、医療安全管理者、医薬品の安全使用のための責任者等に対しても周知されるよう御配慮願います。

【参考】

本通知を含め、医薬品・医療機器の安全性に関する特に重要な情報が発信された際に、その情報をメールによって配信する「医薬品医療機器情報配信サービス（PMDA メディナビ）」が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構において運営されています。以下の URL から登録できますので、御活用ください。

| |
|---|
| 医薬品医療機器情報配信サービス（PMDA メディナビ）<br>https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/medi-navi/0007.html |